

○財務省告示第二百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第四百

十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ

の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十一条並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項及び第六十二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

三 振替法の適  
用等







十四	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	者	払込期日
----	-----	------	-----	-----	------	---	------

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十五年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年六月二十日